

# 公売公告兼見積価額公告

令和7年9月24日

川俣町長 藤原一二

地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたことから、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したので、同法第99条の規定により公告します。

公売の 日時	公売の開始及び 締切の日時	令和7年10月1日 午前9時00分 から
		令和7年10月31日 午後5時00分 まで
公売の場所	川俣町役場 町民税務課	
公売の方法	期間入札	
公売保証金の納付期限	令和7年10月31日 午後5時00分	
必要書類の提出期限	令和7年10月31日 午後5時00分	
開札の日時	令和7年11月5日 午前9時00分	
売却決定の日時	令和7年11月26日 午前10時00分	
売却決定の場所	川俣町役場 町民税務課	
買受代金の納付期限	令和7年11月26日 午後2時00分	
権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。	
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。	
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
公売財産上の質権者・抵当権者等の権利の内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる特権を有する方は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を川俣町町民税務課収納室に申し立ててください。 債権現在額申立書の用紙は、川俣町町民税務課収納室にあります。	
公売財産の表示・公売保証金・見積価額等	別紙1のとおり	
その他公売条件等	別紙2のとおり	